

①行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換（失業なき労働移動の実現）

リーマンショック以降の急激な雇用情勢の悪化に対応するために拡大した雇用維持型の政策を改め、個人が円滑に転職等を行い、能力を発揮し、経済成長の担い手として活躍できるよう、能力開発支援を含めた労働移動支援型の政策に大胆に転換する。これらにより、今後5年間で、失業期間6か月以上の者の数を2割減少させ、転職入職率（※）（パートタイムを除く一般労働者）を9%とすることを目標とする。

※転職入職率とは、在籍者に対する転職入職者（入職者のうち、入職前1年間に就業経験のある者）の割合のことをいう（2011年7.4%、1975年以降の最高値9.2%）。

○労働移動支援助成金の抜本的拡充等

- ・雇用調整助成金（2012年度実績額約1,134億円）から労働移動支援助成金（2012年度実績額2.4億円）に大胆に資金をシフトすることにより、2015年度までに予算規模を逆転させる。本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映させる。
- ・対象企業を中小企業だけでなく大企業に拡大する。
- ・送り出し企業が民間人材ビジネスの訓練を活用した場合の助成措置を創設する。
- ・支給時期を支援委託時と再就職実現時の2段階にする。
- ・受入れ企業の行う訓練（OJTを含む）への助成措置を創設する。
- ・キャリアチェンジを伴う労働移動を成功させるためのキャリアコンサルティング技法の開発等を推進する。

○若者等の学び直しの支援のための雇用保険制度の見直し

- ・非正規雇用労働者である若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジできるよう、資格取得等につながる自発的な教育訓練の受講を始め、社会人の学び直しを促進するために雇用保険制度を見直す。労働政策審議会で検討を行い、次期通常国会への改正法案の提出を目指す。あわせて、従業員の学び直しプログラムの受講を支援する事業主への経費助成による支援策を講ずる。

○公益財団法人産業雇用安定センターの出向・移籍あっせん機能の強化

- ・出向・移籍による失業なき労働移動を支援するため、キャリアコンサルティングの実施、個人の課題に応じた支援メニューの策定、民間の訓練機関を活用した講習・訓練の実施等、産業雇用安定センターのあっせん機能を大幅に強化する。

②民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化

ハローワークの情報等の民間開放を図りながら、学卒未就職者等の若者や復職を希望する女性等の幅広いニーズに迅速・効果的に応えられるよう、民間人材ビ

ジネスを最大限に活用する。

○ハローワークの求人・求職情報の開放等

- ・ハローワークの保有する求人情報を、民間人材ビジネスや地方自治体に対して、来年度中のできるだけ早期に提供を開始するなど、多様なサービスを提供可能にする。本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、必要な措置を講ずる。
- ・ハローワークの保有する求職情報の開放について、求職者や民間人材ビジネスに対するニーズ調査を直ちに実施し、本年末を目途に結論を得る。また、ハローワークの求職者が民間人材ビジネスの活用を希望する場合の円滑な誘導支援を速やかに開始する。
- ・ハローワーク特区等の経験に基づき、自治体の意向を踏まえハローワークと地方自治体の職業紹介機関等の連携強化を全国展開する。

○トライアル雇用奨励金等の改革・拡充

- ・トライアル雇用奨励金（2012年度支給対象者数約5.6万人）等の雇入れ助成金について、ハローワークの紹介に加え、民間人材ビジネスや出身大学等の紹介により雇い入れる事業者にも支給する。
- ・トライアル雇用奨励金について、従来主な対象とされていたニート・フリーターに加えて、学卒未就職者、育児等でキャリアブランクがある人等、トライアル雇用を受けなければ正社員就職が難しいと認められる者にも対象を拡大する。本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映させる。

○民間人材ビジネスの更なる活用

- ・カウンセリング、職業訓練、就職あっせん等のうち、以下の業務に民間人材ビジネスを最大限活用し、効果的な就業支援が行えるよう、本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、概算要求等に反映する。
  - フリーター等のきめ細かいカウンセリングが必要な人に対するキャリアカウンセリングやジョブ・カード交付等（2012年度の全国のハローワークでのジョブ・カード交付件数約2.1万件）
  - 学卒未就職者等について、紹介予定派遣（※）を活用した正社員就職支援
  - 育児・介護等で仕事の現場を離れていた人に対する研修と職業紹介の一体的実施

※紹介予定派遣とは、一定の派遣期間を経過した後に、派遣先への職業紹介を予定して行われる労働者派遣のことをいう。